

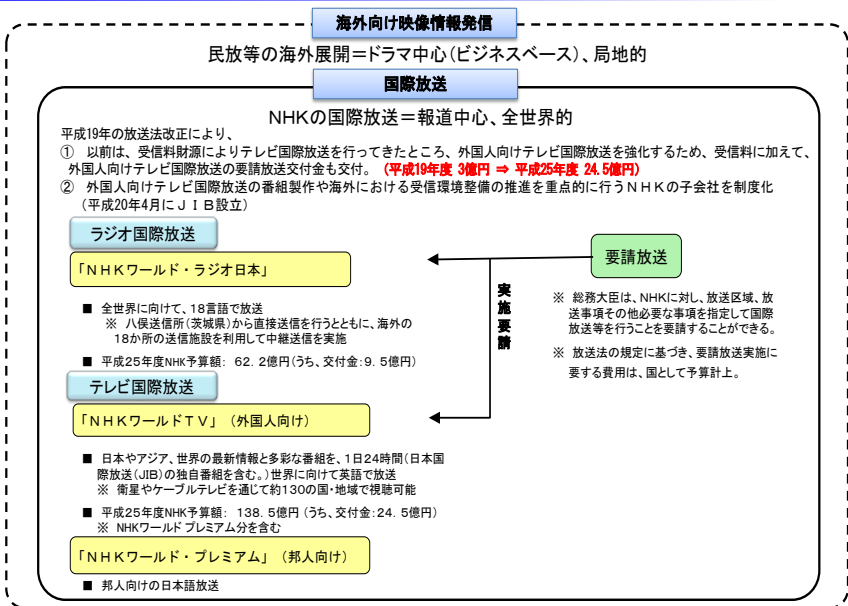
第一次取りまとめ（案）の方向性

平成25年6月19日

事務局

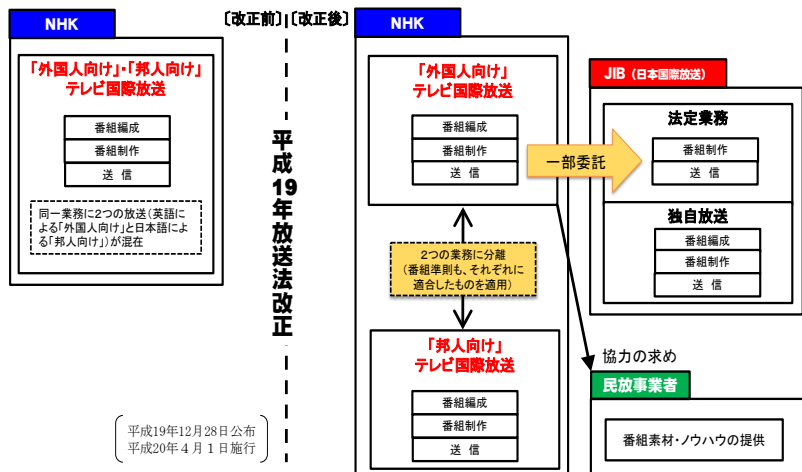
国際放送について

(1) 我が国の海外向け情報発信



(2) 平成19年改正の概要(国際放送関係)

- 我が国の対外情報発信力を強化するため、NHKのテレビ国際放送の業務を「外国人向け」と「邦人向け」に分離し、それぞれに適合した番組準則を適用する。
- 外国人向けテレビ国際放送について、番組制作等をNHK子会社に委託する制度を設ける。



(3) 外国人向けテレビ国際放送の現状

外国人向けテレビ国際放送(NHKワールドTV)の現状

- ・ NHKワールドTVは、受信環境整備を進めて平成24年度末で、約130か国・地域、約1億6000万世帯まで増加。
- ・ BBCやフランス24と比較して、視聴可能なホテル(室数)は、まだ開きがある状況。
- ・ 世界各地でのNHKワールドTVの認知度は、必ずしも高いとは言えない状況。
- ・ 国内での視聴については、14のCATV事業者がNHKワールドTVを放送しており、国内在住外国人への認知度向上に寄与。
- ・ 地域衛星を21基まで増加させており、今後の国際放送の競争激化に臨機巧く対応するため、行政手続の簡素化をNHKは要望。

<衛星放送のエリア拡大>

NHK予算(テレビ国際放送)とNHKワールドTV視聴可能エリア・世帯数の推移

	平成19年度	現在(25年度)
NHK予算(テレビ国際放送)	48.0億円	138.5億円
NHKワールドTV視聴可能 エリア・世帯数	4国・地域、 655万世帯	130国・地域、 約1億6000万世帯
地域衛星数	2基	21基

	NHKワールドTV	BBC	CCTV	フランス24
世帯数	約1億6000万	約3億3000万	約9800万	約2億4500万
ホテル(室数)	約347万	約170万	全米の高級ホテルを中心に展開	約100万

※ 地域衛星: 約1億3500万, CATV等(再送信): 約2500万

<認知度>

NHKワールドTVはコンテンツは充実しているにもかかわらず、世界各都市で認知度が低い

○ イギリスにおける認知度(平成23年度) ○ ワシントンにおける認知度(平成23年度)

NHKワールドTV	9.0%	NHKワールドTV	12.9%
BBC	92.7%	BBC	75.5%
CCTV	23.0%	CCTV	13.0%
フランス24	20.4%	フランス24	15.5%

(NHKからの報告を基に作成)

日本国際放送(JIB)の現状 ※外国人向けテレビ国際放送の番組制作や海外における受信環境整備の推進を重点的に行うNHKの法定子会社

- ・ 平成25年4月現在、JIB独自番組は、広告料を財源として、週1枠、毎週金曜日に30分放送(1日6回繰り返し)のみ。
- ・ JIBは平成20年4月に設立され、平成22年度には単年度赤字を計上し、平成23年度には累積赤字を解消。ただし、その収入の9割以上は、NHK関連の売上が占める。
- ・ JIB独自放送は全世界に向けて同一の放送であり、広告のローカライズが困難であるため、広告収入が伸び悩んでおり、JIBがNHKから自立することは、直ちに困難な状況。
- ・ 平成23年度補正予算による震災復興番組シリーズの放送は、これまでNHKによるテレビ国際放送ではできなかった官民が連携した我が国の情報発信のモデルケース。

(4) 今後の見直しの方向性

外国人向けテレビ国際放送に関する見直しの方向性

現行制度のもとでNHKによる取組を充実

- ① 海外における認知度の向上
 - ・ 視聴者ニーズの把握のため工夫し、認知度の向上を効果的に推進
- ② 海外の受信環境整備
 - ・ 海外CATV事業者等への配信が有効
 - ・ 重点地域を絞ったプロモーションが効果的
 - ※ 受信料財源には、一定の限界がある。
- ③ 放送番組の充実
 - ・ ローカライズの推進(外国語字幕の付与等)
 - ・ 平日深夜・早朝のニュース枠の拡大
- ④ コンテンツ配信手段の多様化等
 - ・ 伝送路、端末、視聴形態の多様化(TV Everywhere)への対応

制度改正の検討

- ① 国内CATV事業者等への番組提供の任意業務化
 - ・ 現在は総務大臣の認可を受けて、3年の期限付きで実施している「外国人向けテレビ国際放送の国内CATV事業者等への番組提供」を、NHKの恒常的な任意業務として位置づける。
- ② 開始、休止及び廃止に係る手続の簡素化
 - ・ 協会国際衛星放送の開始について、経営委員会が軽微と認めた事項は、議決不要化
 - ・ 協会国際衛星放送の廃止・休止について、総務大臣の認可の事後届出化

日本国際放送(JIB)の今後の位置付け

- JIBはNHKと異なり、制約なく自由に活動できる事業者として位置付けられており、今後も引き続き、その位置付けを活かして、官民連携による我が国の外国人向け映像情報発信に関与する主体として、また、日本の今後の国際放送の試金石として、維持・発展させることが適当。

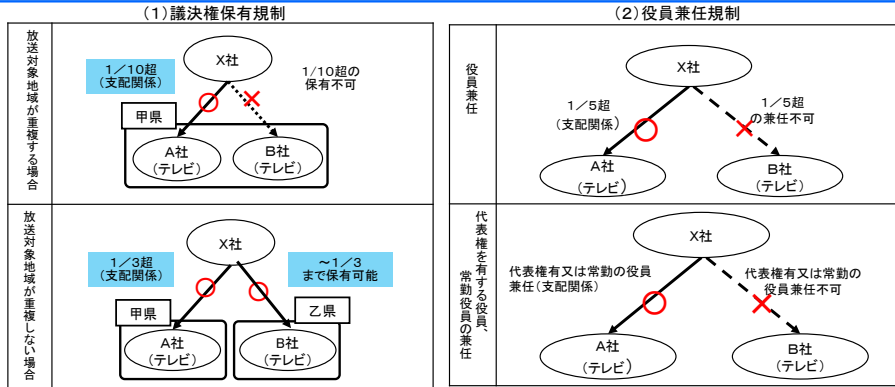
認定放送持株会社制度について

(1) マスメディア集中排除原則の概要

【理 念】 基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由が
 できるだけ多くの者によって享有されるようにする。(放送法第91条)→ **放送の多元性・多様性・地域性の確保**
 (※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS等(東経124/128度CS、ケーブルテレビ等は含まれない。)

【原 則】 **一の者が支配することができる基幹放送事業者の数を制限**(複数の基幹放送事業者の支配不可)

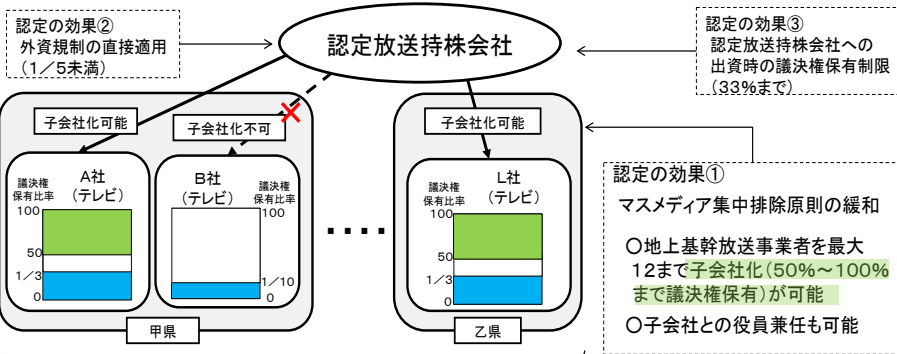
【支配の基準】 (1)議決権保有規制：放送対象地域が重複する場合、**1/10を超える議決権の保有は「支配関係」に該当**
 放送対象地域が重複しない場合、**1/3(※)を超える議決権の保有は「支配関係」に該当**
 (2)役員兼任規制：1/5超の役員兼任、代表権を有する役員・常勤役員の兼任は「支配関係」に該当
 (※)一般省令第8条第2項第2号において割合は、33.3333%と規定



(2) 認定放送持株会社制度の概要

○制度目的
 経営の効率化、資金調達等のメリットを有する持株会社によるグループ経営を、放送事業経営の選択肢として拡大

○制度概要
 ・1以上の地上系基幹放送事業者を含む2以上の基幹放送事業者を子会社とする会社は、総務大臣の認定を受けることができる。
 ・総務大臣の認定を受けることにより、マスメディア集中排除原則の緩和等の法的効果
 ・総資産を分母、基幹放送事業者子会社の株式取得額を分子として、常時1/2超であることが必要。(資産割合制度)



○制度活用の具体例：フジ・メディアHD(H20.10月)、東京放送HD(H21.4月)、テレビ東京HD(H22.10月)、日本テレビHD(H24.10月)

(3) 制度見直しの基本的な考え方

1 民間放送を取り巻く環境

- テレビ：視聴の簡便性、情報の信頼性、一定の質を保った多様なコンテンツの配信、言論報道機関としての経験等から、**基幹メディアとして公共的役割を担う。**
 地デジ化投資が一巡し、経営は「一息ついている」状況ながら、リーマン・ショック級の経済変動があれば、経営が悪化する可能性は否定できない。**先行きは不透明。**
- ラジオ：受信機の操作の簡便性、高い地域密着性等から、基幹的メディアの役割を担う。**特に災害時メディアとして再評価。**
 経営は中短波を中心に、**現状、先行きの見通しともに、テレビと比較して切迫した状況にある。**

2 認定放送持株会社制度に対する現時点での評価

- グループ(テレビ・ラジオ、地上波・衛星放送等)の経営基盤の強化という本来目的に沿って有効に活用されていると評価できる。
 ・「業務執行の迅速性や人的移動の自由度が向上」
 ・「地上波、衛星放送、インターネットなどで効率的なコンテンツ利用が可能になった」

3 制度見直しへの基本的な視点

- 元々幅広い活用を想定した制度との位置付けを再確認。
 - マスメディア集中排除原則(マス排)の在り方を含む**全般的な検討の必要性**
 - 短期的検討と中長期的検討の区別の必要性
 テレビ・ラジオは今後も基幹メディアとして公共的役割を担う。
 → **放送の多元性・多様性・地域性の実現という、マス排の趣旨・目的は今後も堅持すべき。**
 ・経営環境の変化や事業者の具体的なニーズを踏まえ、**放送の多元性・多様性・地域性への影響を比較衡量的上で、一定の要件の下で特例を認めることが重要。**
 ・事業者の具体的なニーズに応じた議論が必要。
- ① 差し迫った経営上の課題への対応であって、**放送の多元性・多様性・地域性への影響が相対的に軽微と考えられる場合**
 → 短期・柔軟に措置

② **経営環境の変化やニーズを継続的に把握しながら対応すべき事項であって、放送の多元性等への影響も相対的に大きい場合**
 → 中長期的に検討

(4) 制度見直しの方向性

1 マスメディア集中排除原則の特例の見直し

(1) 切迫した経営上の課題への対応

- ・「地方経済の低迷で、ローカル局の株主や役員を地元で確保することが困難に」
 ⇒ **放送の多元性等への影響が軽微な、12地域特例の枠内で規制緩和**

	0~1/3	現行制度	研究会取りまとめ
議決権保有	1/3~1/2	×	認定放送持株会社は、12地域まで○
	1/2超	認定放送持株会社は、12地域まで○	認定放送持株会社は、12地域まで○
役員兼任	1/5まで(除代表役員等)	○	○
	1/5超 または 代表役員等	認定放送持株会社とその子会社との間では○	認定放送持株会社との間では、その子会社に限らず、12放送対象地域まで○

- ・資産割合制度について、株式以外の放送用資産の扱いなど、実状を踏まえた緩和を検討
- (2) さらなる規制緩和は、ニーズや放送の多元性等への影響を考慮し、引き続き検討

2 ラジオを巡る状況への対応

- 本取りまとめ後、事業再編の柔軟・円滑化を可能とする、新たな制度整備の検討に着手

NHKのインターネットを活用した業務について

(1) 業務の位置付け

NHK =放送を行うために、放送法で設立された特殊法人。

- ① 業務範囲は、放送法第20条で規定。
- ② テレビ・ラジオは「必須業務」(同条第1項)とされているのに対し、インターネット活用業務は「任意業務」(同条第2項)と位置付けられ、一定の規律の下に実施。
- ③ 情報通信分野の技術革新やブロードバンドアクセス環境の高度化といった環境変化を踏まえ、これまで順次実施。
- ④ 一方で、インターネット活用業務が多様化する中、新たな業務を手掛けようとする都度、各業務の位置付けの整理が複雑化し、混乱を招きかねない状況。

(参考) NHKのインターネット活用業務に対する規律

1. 放送法で規定 (第20条第2項第2号及び同条第9項)
 - 例: NHKオンデマンド (放送した番組のインターネット有料配信)
NHKが自ら策定し、総務大臣の認可を受けて定めた「業務の実施基準」に基づき実施。
2. 個別に総務大臣の認可を受けて期限付きで実施 (第20条第2項第8号及び同条第10項)
 - 例: らじる★らじる (ラジオ放送のインターネット同時無料配信)
 - ロンドンオリンピックの放送外競技のライブ配信
3. 必須業務である放送に附帯する業務 (第20条第2項第5号)
 - 例: 大規模災害時の番組同時配信
 - 国際放送 (テレビ・ラジオ) のインターネット同時無料配信

(2) 具体的な業務の例

※各欄はNHK専ら提供

NHKオンデマンド

平成19年の放送法改正で導入【平成20年12月サービス開始】。有料で年11,800本番組提供。

ロンドン五輪の放送対象外競技のライブ配信

オリンピック開催期間中、放送対象外の競技【20競技】の映像を、インターネットでライブ配信【延べ912時間】。

ラジオ放送のインターネット同時配信

試行的に、3年間限定【平成26年3月末まで】でラジオ放送【第1、第2、FM】をインターネット同時配信。

大規模災害時の番組同時配信

平成23年3月11日から約2週間、総合放送を無料でインターネット同時配信

○ NHKは、ハイブリッドキャストに代表される放送・通信連携サービスを含め、新たなインターネット活用業務を展開したいという意向を持っており、これらの業務について制度上の位置付けをあらためて整理する観点から、要望が提出されたもの。

(3) NHK要望に対する考え方

基本的考え方

- 諸外国の状況や利害関係者（民放連、新聞協会）も一定の理解を示しているということを踏まえ、国民・視聴者が情報通信技術のイノベーションの成果を一層享受できるようにする観点から、NHKはこれまで以上に積極的にインターネット活用業務を展開することが望ましい。
- ただし、NHKは放送を行うために設立された特殊法人である以上、受信料財源を用いて無限定にインターネット活用業務を実施できるわけではない。

判断の基準

- ① 公共放送の役割として実施すべき業務であること → ア) 当該業務に公共性が認められるか
イ) 市場への影響
- ② 放送の補完の範囲にとどまるものであること → ア) 放送番組と密接関連性があるか
イ) 支出規模

業務範囲規律の方法について、インターネット活用業務の範囲や規律の体系を簡素化、明確化、透明化する観点から、これまで「放送した番組のインターネット配信」業務に限定されていた「実施基準」の手法を敷衍し、包括的な「実施基準」をNHKが自ら策定して総務大臣の認可を受けるという方法が考えられる。

これは、NHKの自主自律を尊重し、柔軟な見直しも可能とするものであり、有力な選択肢の一つとなり得る。この場合、問題が生じた際に、事後的に検証し、見直し仕組みの導入も併せて検討する必要がある。

(4) 対応の方向性等

個別事項についての考え方

主な項目	要望	対応の方向性
ラジオのインターネット同時配信	認可期限終了（平成26年3月）後も引き続き実施を要望	○ (難聴対策の補完措置として高い公共性。すでに民放も同様の業務を実施しており、継続することによる市場への影響低、etc.)
オリンピック等の放送対象外競技のライブ配信	ロンドンオリンピックについて、認可を受けて実施したが、今後、同様のケースでも実施を要望	△ (公共性あり。放送市場への影響低、追加コスト低、etc. オリンピック以外のものについては別途個別に要検証。)
災害情報等の提供	今後も積極的に実施できるよう、制度上明確化を要望	○ (公共性高、市場影響低、密接関連性あり、etc.)
ハイブリッドキャスト	今後、十全に実施できるよう、番組関連資料の放送同時のネット配信をできるよう要望	○ (先ずはNHKが業務の内容を明確化することが必要。)

その他

- 利害関係者から、NHKのインターネット活用業務に関して、事前審査を行う「第三者機関」の仕組みの導入について検討するよう提案
⇒ 導入している諸外国(英独)でも課題が指摘されており、十分慎重に検討することが必要。